

6 申請に必要な書類

申請書類のダウンロードはこちら（朝霞市保育課HP）→



- ◆ 下記の必要書類を参考に、申請期間（35 ページ参照）を確認のうえ、保育課保育係へ提出してください。（窓口又は郵送）

なお、申請書類につきましては、朝霞市ホームページからダウンロードすることもできます。

- ①教育・保育給付認定申請および利用調整申請書類は児童1人につき、1部ずつ提出してください。
 - ②保育の必要な事由の証明書については、父母および同一世帯の祖父母（70歳未満※）が対象となります。
 - ③個人番号（マイナンバー）・課税資料については、父母および同一世帯・生計の祖父母が対象となります。
 - ④その他必要に応じて、保育園等入所に関して必要な書類を求める場合があります。
- ※ 祖父母の年齢は、入所希望年度の4月1日時点の年齢により判断します。

<教育・保育給付認定申請に関する必要書類確認表>

対象者	必要書類
教育・保育給付認定を受けていない方 （有効期限切れを含む）	教育・保育給付認定申請書（様式第1号）

<保育園等利用（調整）申請に関する必要書類確認表>

種類	対象者	必要書類
申請書	全 員	保育所等利用（調整）申請書（様式第1号）（希望施設記入用紙含む）
		入所に関する確認票（様式第2号） および 重要事項確認票
保育の必要な事由の証明書 ※1	労働（内定）をしている方	就労証明書
	上記に該当し、自営業の方	就労証明書 及び 自営であることが分かる書類 （直近年度の確定申告書等の写し または 開業届の写し及び直近1か月の収入が確認できる書類※2）
	病気や障害がある方	診断書（様式第4号） または 障害者手帳等の写し
	介護・看護をしている方	被介護者の診断書 ※3 または 障害者手帳、介護認定証等の写し および 介護・看護状況申告書（様式第5号）
	求職中（起業準備を含む）の方	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書（様式第6号）
	出産予定の方	母子健康手帳の写し等 （出産予定日と母の氏名が確認できる書類）
その他	就学（内定）している方	在学証明書（合格通知）の写し および 時間割等の写し
	全 員	個人番号確認資料の写し および 身元確認資料の写し ※4（39ページ参照）
	申請時点で他市区町村に住居登録がある方	市外からの申請に関する確認票 および 令和5年度住民税（非）課税証明書 ※5
	朝霞市に転入予定の方	転入誓約書（様式第7号） および 建物売買（賃貸借）契約書等の写し ※6
	生活保護を受給している方	生活保護受給者証の写し
	離婚を前提に別居中の方	離婚調停（裁判）を証明する書類
	朝霞市外の保育園等の入所を希望する方	市外施設を申請する際の確認票
	両親ともに外国籍の方	外国籍の児童に関する確認票 ※7
	お子さんを認可外保育施設や有償で別世帯の親族・知人等に預けている方	保育室等在園証明書（様式第8号） （朝霞市指定家庭保育室月極利用者は提出不要）
	非自発的退職により求職中の方	雇用保険受給資格者証の写し
	保育士資格を持ち、朝霞市内の保育園等で保育従事者として労働（内定）している方	保育士証の写し または 保育士試験合格通知書等の写し
	上記に該当し、入所日から1年の間、継続して勤務することを誓約できる場合	保育士継続勤務誓約書（様式第3号）
	幼稚園教諭免許を持ち、朝霞市内の幼稚園で幼稚園教諭として労働（内定）している方	幼稚園教諭免許状の写し または 幼稚園教員資格認定試験合格通知書等の写し
放課後児童支援員資格を持ち、朝霞市内の放課後児童クラブで放課後児童支援員として労働（内定）している方	放課後児童支援員認定資格証の写し または 放課後児童支援員研修修了証等の写し	

保護者または同一世帯の親族が入院している方（出産・検査・短期除く）	現在、入院中であることを確認できる書類 （おおむね1か月以上入院の状態が続いていること）
申請児童、保護者または同一世帯の親族が身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
DV等で住民票記載住所と異なる住所を居所としている方	居所情報登録届出書（様式第8号の2）

【注意事項】

- ※1 保育の必要な事由の証明書の有効期限は、証明日からおおむね3か月とします。
- ※2 原則確定申告書の写しをご提出ください。過去に確定申告をしたことがない方のみ、開業届の写しと直近1か月の事業収入が確認できる書類（通帳の写しや領収書の写し）をご提出ください。
- ※3 被介護者の診断書の様式は問いません。
- ※4 個人番号を用いて、利用調整に必要な税情報を取得しますが、令和5年1月1日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で令和5年度の課税がされていない場合は、併せて令和4年中の収入が確認できる書類（給与明細等）を提出していただく必要があります。（※5参照）
- ※5 令和4年1月1日から12月31日までの収入に対し翌年の令和5年度に課税された内容をいい、原則として令和5年1月1日時点の住民登録地で発行されます。
なお、令和5年1月1日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で課税がされていない場合は、令和4年中の収入が確認できる書類（給与明細等）で代替できます。収入がなかった場合には、その旨を記載した申立書（様式不定）を提出してください。
- ※6 契約者、転入先の住所および物件の引渡日が記載されている書類の写しが必要となります。また、保護者のいずれかの親族等が居住している物件に転入する場合、居住者がその旨を記載した申立書を提出してください。
- ※7 住民登録上、両親ともに外国籍として登録されている方は提出が必要です。両親のうちいずれかが日本国籍の場合は提出不要です。

個人番号（マイナンバー）の記載および資料の提示・提出について

マイナンバー制度（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」）の実施により、下記の保育園等の利用申請関係書類に、父母および同一世帯・生計の祖父母の個人番号を記載していただく必要があります。

- ①「教育・保育給付認定 申請書（様式第1号）」
- ②「教育・保育給付認定 変更申請書（様式第8号）」
- ③「教育・保育給付認定 申請内容変更届出書（様式第11号）」

また、法令の規定により、他人のなりすまし等を防止するため、本人確認が必要となります。窓口で申請される方は、本人確認書類等の提示をお願いします。また、郵送で申請される方は、本人確認書類等の写しの提出をお願いします。

必要書類は以下のとおりです。

【提出対象者：父母および同一世帯・生計の祖父母】

個人番号確認資料	身元確認資料
個人番号カード	なし
個人番号通知カード	<ul style="list-style-type: none"> ・顔写真付き身分証明書（以下のうち1点） 運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード 等
個人番号が記載された住民票の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書（以下のうち2点） 公的医療保険の被保険者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 等

- ※ 個人番号を用いて、利用調整に必要な税情報を取得しますが、個人番号確認資料等の提出が難しい場合には、個人番号の記入および資料の提示・提出がなくても、申請の受付は可能です。ただし、朝霞市で令和5年度住民税を課せられていない方は、代替の書類として令和5年度住民税（非）課税証明書をご提出いただかないと、利用調整上不利に働くことがありますので、ご注意ください。（60 ページ参照）
- ※ 令和5年1月1日時点で国外に居住していたなどの事由により、国内で令和5年度の課税がされていない方は、個人番号を用いて税情報を取得することができないため、令和4年中の収入が確認できる資料（給与明細等）を提出していただく必要があります。また、収入がなかった場合には、その旨を記載した申立書（様式不定）を提出してください。提出資料を基に、税額を課税担当課に確認のうえ推算します。

7 地域型保育の連携施設について

0～2歳児を対象とした小規模保育・事業所内保育等の地域型保育については、3歳児以降の受入れ先として、「連携施設」を設定することになっています。

朝霞市の現状では、設定されている施設と設定されていない施設があり、3歳児以降の取り扱いが異なります。

【連携施設設定状況】

令和5年10月16日現在

施設名	連携施設名	3歳児以降取り扱い	100点加点对象
めぐみ保育室	元気キッズ第二朝霞根岸台園	連携施設進級※ ¹	
さくらんぼ保育室	なし	新規申請	○
しらとり保育室	元気キッズ第二朝霞根岸台園	連携施設進級※ ¹	
さつき保育園	けやき保育園	連携施設進級※ ⁵	
エルアンジュ	あさかだいアンジュ保育園	連携施設進級※ ¹	
フェリーチェ朝霞園	なし	新規申請	○
ちゅうりっぷ園仲町	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
メリーポピンズ朝霞南ルーム	仲町どろんこ保育園	連携施設進級※ ¹	
朝霞本町エンゼル保育室	けやき保育園	連携施設進級※ ¹	
プチアンジュ	あさしがおかアンジュこども園	連携施設進級※ ¹	
幸町しらとり保育室	朝霞花の木幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
朝霞台エンゼル保育室	つくし保育園	連携施設進級※ ¹	
元気キッズ朝霞岡園	元気キッズ第二朝霞岡園	連携施設進級※ ¹	
さつき第二保育園	なし	新規申請	○
愛育園※ ²	白百合園【3名】	連携施設進級※ ¹	
	根岸幼稚園【1名】	連携施設進級または新規申請	○
どれみキッズハウス※ ²	滝の根保育園【6名】 ※入所：0歳児～	連携施設進級※ ³	
	ゆりの木保育園【2名】 ※入所：1歳児～	連携施設進級※ ³	
三原エンゼル保育室	みはら保育園	連携施設進級※ ¹	
元気キッズ朝霞根岸台園	元気キッズ第二朝霞根岸台園	連携施設進級※ ¹	
朝霞たちばな保育室朝霞台	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
西弁財エンゼル保育室	かえで保育園	連携施設進級※ ¹	
元気キッズあさかりードタウン園	元気キッズ第二あさかりードタウン園	連携施設進級※ ¹	
たちばな保育室朝霞本町	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
たちばな保育室北朝霞	朝霞たちばな幼稚園	連携施設進級または新規申請	○
ちゅうりっぷ園本町※ ²	元気キッズ第二朝霞岡園【3名】	連携施設進級※ ¹	
	朝霞花の木幼稚園【3名】	連携施設進級または新規申請	○
Jキッズガーデン朝霞保育園（地域枠）	なし	新規申請	○

- ※1 連携先以外の施設を希望する場合、転所申請（100点加点なし）が必要となります。ただし、転所が決定しない場合でも、連携施設に進級することが可能です。
- ※2 連携施設に応じた定員枠が定められています。そのため、新規入所申請の際には連携施設の定員枠ごとに申請することになります。
- ※3 ※1と同様の取り扱いとなります。なお、新規入所時に設定されている連携先以外の、当該施設の連携施設を希望する場合についても、転所申請（100点加点なし）が必要です。
（例）ゆりの木保育園を連携施設と定められた、どれみキッズハウスの枠に新規入所したが、3歳児進級の際に滝の根保育園を希望する場合
- ※4 令和7年度までは移行期間として、連携施設への進級を希望しない場合、新規申請（100点加点あり）が必要となります。利用保留の場合は、連携施設に進級することはできません。（後述【施設の連携施設設定以前から入所していた方の取り扱い】を参照）
- ※5 令和8年度までは移行期間として、※4と同様の取り扱いとなります。

【施設の連携施設設定以前から入所していた方の取り扱い】

施設が連携施設を設定したことに伴い、3歳児以降の取り扱いで不利にならないように以下のように対応しています。

- 連携施設に進級するか、他の施設を新たに申し込みするかを選択できる。
- 連携施設に進級をせず、施設を新たに申し込みする場合は、「朝霞市保育認定利用調整基準表」の100点の指数の対象となる。

【3歳児クラスから幼稚園という選択肢もご検討ください！】

働いているために、幼稚園では預かり時間が合わない等とお考えの方も多いのではないかと思います。

しかし、近年は幼稚園も預かり保育を拡充しており、保護者のニーズにお応えいただいています。また、保育料についても「幼児教育・保育の無償化」として、通常の保育料および預かり保育に対して給付を受けられる状況となっています。（預かり保育については「保育の必要な事由」を有していることが必要）

幼稚園は教育を主の目的とした「子どもが初めて出会う学校」として歴史と特色のある施設です。幼稚園の利用についても、是非一度ご検討ください。

※幼稚園の情報の詳細については、7～25ページをご覧ください。

※保育園等と幼稚園を同時に申請する場合は、あらかじめ保育課および各幼稚園にお知らせください。

【0～2歳児の保育所の連携施設について】

地域型保育ではありませんが、2歳児クラスまでの受入れとしている保育所についても、同様の取り扱いとなっています。

令和5年10月16日現在

施設名	連携施設名	3歳児以降取り扱い	100点加点対象
メリーポピンズ朝霞台ルーム	朝霞どろんこ保育園【9名】	連携施設進級※3	
	メリーポピンズ kids 北朝霞ルーム【2名】	連携施設進級※3	
	三原どろんこ保育園【1名】	連携施設進級※3	
駅前おれんじベビー保育園	おれんじゆめ保育園	連携施設進級※1	
仲町エンゼル保育室	ひまわり保育園（注）	連携施設進級※4	

（注）連携施設について、令和8年度からひまわり保育園への進級となります。

なお、令和7年度までは移行期間として、原則ひまわり保育園への連携施設進級となりますが、他の施設の進級状況により、ひまわり保育園ですべての園児の受入れができない場合、一部けやき保育園への進級となる可能性があります。

8 申請時の注意事項

◆ 提出書類について

- ① 提出書類がすべてそろっていないと、受付や、指数（61ページ参照）への反映ができないことがあります。37～38ページを参照のうえ、不足書類がないようご注意ください。
- ② 提出書類の内容に虚偽や重大な過失が認められた場合、入所後であっても入所を取り消します。

◆ きょうだい同時に申請する場合

2人以上のきょうだいと同時に申請する場合、きょうだい条件を設定していただく必要があります。きょうだい条件によって、希望する施設の選び方や入所のしやすさが変わりますので、ご家庭の状況を踏まえてご選択ください。

① 同時同所希望

同じ時期に同じ保育園でなければ入所となりません。申請しているきょうだい全員が同じ施設に入所できる場合のみ内定となるため、通常申込みより入所に難しくなります。なお、施設の希望順位はきょうだいで揃えていただく必要があります（※）。

② 同時希望同所優先

同じ時期でなければ入所となりません。申請しているきょうだい全員がどこかの施設に入所できる場合のみ内定となるため、通常申込みより入所に難しくなります。また、希望した施設のいずれかできょうだいと同じ施設に入所できる場合、希望順位よりも同じ施設になることを優先して内定施設を決定します。

なお、施設の希望順位は可能な限り揃えていただく必要があります（※）。

③ 同時希望希望順優先

同じ時期でなければ入所となりません。申請しているきょうだい全員がどこかの施設に入所できる場合のみ内定となるため、通常申込みより入所に難しくなります。

なお、施設の希望順位に制限はありません。

④ 同所優先

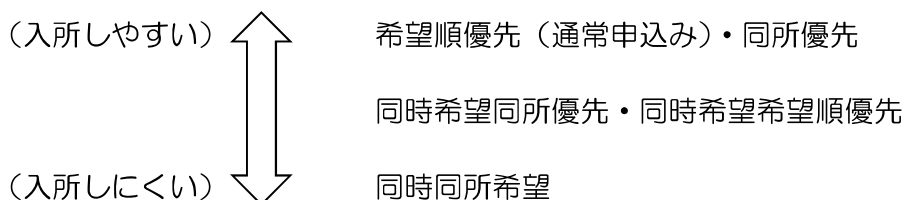
通常申込みと同じ条件で選考を行いますが、希望した施設のいずれかできょうだいと同じ施設に入所できる場合、希望順位よりも同じ施設になることを優先して内定施設を決定します。

なお、施設の希望順位は可能な限り揃えていただく必要があります（※）。

⑤ 希望順優先（通常申込み）

通常申込みと同じ条件で選考を行います。

入所の入りやすさの目安（お子さん1人の申請は、通常申込みです）



（※）希望施設の優先順位がきょうだいで異なっている場合、下のお子さんの優先順位が高い施設で同じ施設に内定となるように選考いたします。

既に認可保育施設等に在園しているきょうだいの転所申請と新規申請できょうだい条件をつけることは原則できません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、条件をつけることが可能です。

- ・市外の認可保育施設に在園し、朝霞市の保育園等に入所できない場合は、入所を希望しない場合
- ・新制度移行している幼稚園又は認定こども園の1号認定を受けており、保育園等に入所できない場合は、入所を希望しない場合

◆ 希望保育園等の選び方

保育園等の希望順位が利用調整に影響することはありません。指数の高い方から利用内定を決定します。(60～63 ページ参照)

希望保育園等は、年齢(月齢)に応じて入所を希望する保育園等をご記入ください。希望数に制限はありませんので、通所可能な範囲内で欠員の有無にかかわらずご記入ください。

なお、施設により開所日時や保育方針、土曜日開所の有無、給食のアレルギー対応、給食費、延長保育料等が異なりますので、事前に見学や運営法人等に保育内容を問い合わせるなどして、希望施設を検討いただくことをお勧めします。

また、連携施設のある2歳児クラスまでの保育園・小規模保育施設をお申込みの方は、3歳児クラス以降は、連携施設での保育となります。他の施設をご希望の場合は、転所の申請をし、利用調整を受けることも可能です。(40～41 ページ参照)

※市外在住の方が朝霞市の保育園等に申請する場合、転入予定がなく、父母共に朝霞市内に在勤がない場合は、公設保育園を希望することはできません。(58 ページ参照)

◆ 育児休業中に申込みをする方への注意事項

① 入所できる時期について

育児休業を取得中の方が労働を理由に申請する場合、入所希望日の月末までに育児休業を満了できる方が申込みことができます。育児休業を満了できない場合、労働以外の保育が必要な事由がなければ、申込みできません。ただし、後述の育児休業の延長を目的とする指数の減算を希望する場合はその限りではありません。受付期間は35 ページを参考に申込みを行ってください。

※きょうだいで同時に申請をした際、きょうだいで利用調整の結果が利用内定と利用保留に分かれてしまった場合でも、入所日の月末までに育児休業を満了することが必要です。

結果が分かってしまうことを防ぐため、きょうだいと同じ時期の利用内定でない場合には共に利用保留とする等の、「きょうだい条件」を付けて申込みすることも可能です(42 ページ参照)。

② 育児休業期間の延長について

利用保留となったこと等により、育児休業期間を延長した場合、保育所等利用調整申請の取り下げが必要となることがありますので、保育課保育係まで事前にご相談ください。

※取り下げの手続きを行わず入所になった場合、辞退することとなります。

③ 申請締切後の退職について

申請中に退職する場合は事前に保育課保育係までご相談ください。

育児休業を取得中の方が労働を理由に申請する場合、復職することが前提です。労働のまま選考を受け、利用内定となった後に復職することなく退職した場合、入所月の末日までに、保育の必要な事由の証明書(就労証明書等)の提出がなければ内定の取り消し又は保育園等を退所していただく場合があります。

※一度復職した後に退職した場合、退職日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までに、保育の必要な事由の証明書の提出があれば引き続き在園可能です。

◆ 育児休業給付金の延長について

育児休業給付金の延長に使用する、保育園等に入所できないことを証明する書類としては、『保育所等利用調整結果通知書(利用保留)』をご使用ください。この通知書は、保育園等の利用調整申請を行った方で、利用保留となった場合にのみ発行されます。申請していない場合は通知書を発行できませんので、申請受付期間を確認し、申請のお忘れのないようご注意ください。

なお、育児休業の延長を希望する場合、利用保留の結果になりやすくなるよう、希望があれば、指数を100減算することができます。ただし、これは利用保留を保障するものではなく、低い指数での利用調整の結果、利用内定となる可能性もあります。また、減算を希望した上での利用保留は、翌年度の利用調整で前年度保留者の指数の対象にはなりません。利用保留の結果後、翌月以降も利用調整は行われますので、不要な方は申請を取り下げてください。

その他、育児休業給付金に関する詳しい内容については、所属する会社の担当またはハローワークへお問い合わせください。

◆ 自営業の方の注意事項

保護者が自営業者として就労している場合、自営であることがわかる書類の内容に応じた利用調整の指数を判断させていただきますのでご注意ください。

① 過去に確定申告を行っている場合（就労証明書 + 確定申告書の写し）

就労証明書の記載内容に基づき、労働の指数を判断させていただきます。

② 確定申告は行っていないが、事業の収入がある場合

（就労証明書 + 開業届の写し + 直近1か月の事業の収入がわかる書類）

就労証明書の記載内容に基づき、労働の指数を判断させていただきます。ただし、収入状況が埼玉県の最低賃金と就労証明書の就労時間を乗じた金額より著しく低い場合は、収入状況から埼玉県の最低賃金を元に算定した時間数に基づき、指数を判断させていただきます。

③ まだ事業の収入がない場合（就労証明書 + 開業届の写し）

収入状況を証明する書類の提出がない場合は、起業の準備中であると判断し、就労証明書の記載内容に基づき、労働内定の指数を判断させていただきます。

◆ 自営の協力者の方への注意事項

配偶者または親族が自営業者として事業を行っており、青色申告の専従者または家族従業者として勤務している方は、自営協力者の指数を判断させていただきます。また、就労証明書の就業形態が確定申告書の内容と異なっている場合は、確定申告の内容に基づき、指数を判断させていただきます。

なお、事業主が自営業の方の注意事項②に該当する場合で、収入状況に応じた時間数に基づき指数を判断した場合は、事業主の時間数を上限に指数を判断させていただきます

◆ 妊娠中に上の子の保育園等を申込む方への注意事項

上の子の入所が決定した場合、上の子の入所日と、下の子の出産の時期によって、育休取得の可否等、在所する上での要件が異なります。

① 上の子の入所日が、妊娠出産の認定期間終了日より前だった場合

保育の必要な事由として「育児休業」を適用できるため、上の子のクラス年齢に応じた期間、育児休業の取得をしたまま保育園等の継続利用が可能です。（69ページ参照）

② 上の子の入所日が、妊娠出産の認定期間終了日より後だった場合

「労働」以外の保育の必要な事由がない限り、育児休業の取得をしたまま保育園等の継続利用はできません。

入所月の末日までの在所が可能です。この期間以降も在所するには、復職する等、保育の必要な事由の証明書の提出が必要となりますのでご注意ください。

なお、出産前のお子さんも保育園の申請は可能です。きょうだい同時に申請する場合は、42ページをご参考ください。

【例】4月1日入所、1月31日に出産の場合

入所月の末日 ⇒ 4月末 それ以降は保育の必要な事由の証明書が必要

◆ 求職中の方への注意事項

保護者が求職中の場合、お子さんの在所が可能な期間は入所日から起算して90日を経過する日が属する月の末日までです。この間に保育に必要な事由の証明書（就労証明書、在学証明書等）の提出がなかった場合は、施設を退所していただくこととなります。

なお、利用調整の結果、利用内定となった場合、教育・保育給付認定の変更が必要な場合があります。詳しくは、入所の決定後にお知らせします。

◆ **認定申請および利用調整申請後の変更について**

利用調整申請後、申請内容に変更が生じた場合には『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の提出が児童ごとに必要となります。各入所月の変更申請期間は、35 ページをご確認ください。

なお、教育・保育給付認定の内容に変更がある場合は、認定の変更の申請・届出も必要となり、変更内容によっては、併せて**変更内容を証明する書類の添付**が必要となる場合があります。

【認定の内容に変更が生じる場合】

提出の要件	提出書類
保育の必要な事由、認定区分等を変更する場合	教育・保育給付認定変更申請書（様式第8号）
市内転居するときや、氏名・家族構成が変わった等の家庭の状況に変更があった場合	教育・保育給付認定申請内容変更届出書（様式第11号）

【変更内容を証明する書類の添付が必要な場合の例】

提出の要件	提出書類
就職、転職や勤務時間等を変更した場合	就労証明書
退職をした場合	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書（様式第6号）などの保育が必要な事由の証明書
申請児童が認可外保育施設等の利用を開始した場合	保育室等在園証明書（様式第8号）

- ※ その他、申請に必要な書類については、37 ページの「申請に必要な書類」もご確認ください。
- ※ きょうだいと同時に申請をして、きょうだいどちらかが入所した場合、『利用調整（入所・転所）申請事項変更届』の届出が無い限り、希望している全施設が利用調整の対象となります。
- ※ 申請内容の変更があったにもかかわらず、手続き漏れにより高い指数で利用調整を行うことになった場合、**利用内定となっても、虚偽の申請とみなして利用調整結果が取り消しとなる場合があります**ので、変更が生じた際にはすみやかに手続きください。

◆ **心身の障害や発達の遅れなどによる個別の支援が必要なお子さんの申込みについて**

個別にご説明が必要となるため、事前に保育課保育係までご相談ください。

また、81 ページの「育成（障害児）保育について」もご参照ください。

※ 定員に余裕がある場合でも、統合保育（集団保育）が難しいとき、または各クラスの状況などにより入所ができない場合があります。

（利用内定後に受けていただく体験保育での様子などを参考に判断します。）

※ 利用内定となった保育園等でのお子さんの面談および体験保育の結果、統合保育（集団保育）に適さないと判断された場合や、保育士の加配、看護師が必要と判断された場合には、入所をお待ちいただくことや利用内定となった保育園等には入所とならないことなど、**入所が決定されないことがあります**のでご了承ください。また、入所となった場合でも、加配の配置状況や、お子さんの発達・健康状態等によりご希望の保育時間での利用ができない場合もあります。

※ 統合保育（集団保育）が難しい場合でも、障害等の程度によっては、居宅で保育を行う「居宅訪問型保育」を受けられる場合があります。詳しくは保育課保育係までお問い合わせください。

◆ **食物アレルギー等をお持ちのお子さんの申込みについて**

保育園等の給食では、食物アレルギー等をお持ちのお子さんについて可能な範囲で対応していますが、施設によって対応内容は異なりますので、事前に希望保育園等へご相談ください。

◆ **転所申請の注意事項（54～55 ページもご覧ください。）**

転所が内定した場合は、転所の辞退ができません。

また、転所の内定後には、新規に内定した時と同様に、内定した保育園等でお子さんの面談（必要と判断された場合には体験保育も実施）を行います。

転所の意思がなくなった場合には、すみやかに申請を取り下げてください。転所取り下げの提出期限は各月の受付期間（35 ページ参照）となります。

なお、転所が認められた場合には、新規で入所するときと同様に、転所先の保育園等での説明会（利用契約）とならし保育（65 ページ参照）が必要です。

※転所内定後の面談・体験保育の結果、保育士の加配が必要と判断された場合

内定施設での面談・体験保育の結果、集団保育をするにあたり、保育士の加配が必要と判断された場合等には、入所をお待ちいただくことや利用内定となった保育園等には入所とならないことなど、利用調整結果が取り消されることがあります。

転所が内定し、今まで在所していた施設の枠に別のお子さんが内定してしまうと、いかなる理由があっても今までの施設には戻れないため、このような場合には、預け先がなくなってしまいう可能性もありますので、転所申請にあたりましては慎重にご検討ください。

